



日本臨床検査技師連盟

(問1) 日本臨床検査技師連盟(以下「連盟」)の設立の経緯

日本臨床検査技師連盟(以下「連盟」という。)の設立は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会(以下「日臨技」)の政治的色彩を色濃く打ち出す活動は、定款上において整合性がとれないとの理由から「日臨技」とは別組織として政治団体を結成しました。

連盟を中心に「臨床検査の質の向上」及び「法改正」の実現を図り、国民の医療、福祉に寄与することを目的とし、平成10年7月16日に東京都選挙管理委員会に連盟の設立届出をし、受理されました。

(問2) 連盟は何故必要か。

科学技術の発展は医学、医療の面において飛躍的な技術革新を遂げ、これに伴い検査技術は高度化し、診断・治療に及ぼす臨床検査の重要性は年々増大しています。

国民に良質な医療技術を提供することを目的に、臨床検査関係の法整備等が必要になっています。法改正という大きな問題を乗り越えるため社団法人として行動するには限界があり、政治的側面から法改正や重要な政策要求を行うには、どうしても国会に依存することが大であり、政治団体としての「連盟」が必要です。

(問3) 連盟の組織

連盟は規約により、事務所を東京都(日臨技事務所)に置き、役員の構成として、連盟代表1名、副代表3名、連盟常任執行委員17人(重複あり)、会計責任者1名、会計職務代行者1名、都道府県連盟執行委員47名、監事2名、顧問4名となっています。現在会員数3,200人程です。

連盟とは別組織として、都道府県に連盟支部を設置しており、現在43都道府県において、都道府県選挙管理委員会に支部の設立届出がされています。

(問4) 連名の会計はどうなっているのか。

連盟の収入は、会員から頂く会費のみで、平成28年12月末、延べ会員口数が3200口で、一口1,000円で3,200,000円の会費収入があります。

支出は、役員会議旅費、渉外費(議員の励ます会等への参加費)が主な支出で、その他支出として、ホームページ改修等関係費、事務費となっています。

平成28年度においては、支出額が収入額を大幅に上回っており、過去の積立金で補填しているのが現状であり、積立金も年々減少しています。

なお、連盟は東京都選挙管理委員会に政治団体として登録しており、連盟の収支については、1月1日から12月31日までの収支報告書として、東京都選挙管理委員会に提出が義務付けられており、公開されることとなります。

(問5) 連盟会費1,000円では十分でないのでは。

連盟の会費については、設立当時から一口1,000円では、十分な活動ができないのではとの意見もありましたが、一人でも多くの会員に参加していただくことを念頭に一口1,000円とした経緯があります。その後、会費の引き上げについて、何度が議論になりましたが、一人でも多くの方に参加していただくことが、連盟の真の組織強化に繋がるものとされ、設立時の一口1,000円をお願いすることとしました。しかし、支出額が収入額を大幅に上回っており、過去の積立金で補填しているのが現状であり、積立金も年々減少しており、連盟の会員を増やすことが喫緊の課題となっています。

(問6) 日臨技の会費と連盟の会費は一緒に徴収できないか。

日臨技の会員が自動的に連盟の会員になる入会システムについては、過去の判例から、会員個人の思想・信条の自由を侵すものとして、違法との判例があります。強制入会も日臨技会費との同時徴収はできないものと考えています。ただし、会費徴収については、本人の意思が確認でき、会費の納入区分が明確に別かれていれば、同時徴収は可能と考えます。ただし、連盟会費の給与天引きは禁止されています。

(問7) 連盟に個人寄附は可能か。

政治資金規正法により、一政治団体につき150万円まで、他の政治団体にも寄附した場合は、トータルで1,000万円まで政治献金(寄附)をすることができます。

一政治団体に、年間5万円を超える寄附をした場合は、政治団体の収支報告書に個人からの寄附ということで氏名、寄附した金額、日付、住所、職業等が記載されます。

(問8) 連盟の活動状況について。

連盟規約の事業として

- ① 日臨技との連携、調整及び情報交換
- ② 都道府県技師会並びに連盟支部との連携、調整及び情報交換
- ③ 臨技法等の改正要望
- ③ 医療制度改革、改善の活動
- ④ 公職選挙法および政治資金規正法に基づく活動

その他、今後は臨床検査関係の組織代表の国政進出と支援、組織活を主に活動していきます。

昨年は参議院議員選挙においては、日臨技の宮島会長を推薦・支援し、議席を得たことから、連盟としても今後とも支援していきます。また、毎年、日臨技と連盟の連名による「予算・税制等に関する要望書」を与党各党に提出・説明し、日臨技が進める主な事業並びに臨技法改正等の要望を行っています。

(問9) 連盟は誰でも加入できますか。

この連盟の目的に賛同する臨床検査技師、衛生検査技師、その他本連盟の趣旨に賛同する個人が入会できます。(連盟規約第5条、会員の規定)

(問10) 公務員も連盟の会員になれるか。

日本国憲法第14条に「国民は法の下において平等であり、人種信条、性別又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係によって差別されることはない」また、憲法第21条に「すべての国民は集会、結社、言論、出版その他一切の表現の自由が保障されている」とのことであり、連盟の会員になることは問題ないと考えますが、以下、各々の法律で制限規定がありますのでご確認下さい。

公務員の適用法規として国家公務員法第102条(人事院規則14の7)、地方公務員法第36条に次のように規定されています。

○国家公務員法第102条(政治的行為の制限)(抜粋)

- ・職員は、政党又は政治目的のために、寄附その他の利益を求め若しくは受領し、これらの行為に関し、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。
- ・職員は、政党その他の政治団体の役員、政治顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることはできない。

○地方公務員法第36条(政治的行為の制限)(抜粋)

- ・職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

(問11) 公務員は連盟への入会を勧誘してよいか。

不特定又は多数の者を対象として、組織的・計画的に会員になるよう促す「勧誘」は禁じられていますが、個々や少数を相手なら入会を勧めても、許容範囲と考えます。

(問12) 連盟と都道府県連盟支部との関係は。

都道府県連盟支部は、所在都道府県選挙管理委員会に設立届けを提出しており、連盟とは別団体であります。ただし、収入については支部独自の会員徴収を行っていないことから、連盟から政治団体間の寄附として、支部活動を実施しています。なお、連盟支部の収支についても1月1日から12月31日までの収支報告書として、当該都道府県選挙管理委員会に提出が義務付けられており、公開されることとなります。

(問13) 日臨技は所謂、議連はあるのか。

平成15年2月1日に公明党の「臨床検査技師制度改革議員懇話会」議連が、平成15年3月15日に「自由民主党臨床検査技師制度改革議員連盟」がそれぞれ立ち上げられ、平成17年の改正法「臨床検査技師等に関する法律」が成立しました。

その後、公明党の議連は継続されていますが、自民党の議連は活動をせず、自然消滅の状態であったことから、平成28年11月30日に「自由民主党衛生検査所に関する制度推進議員連盟」の総会が開かれ、今後、衛生検査所に限らず医療機関の検査室で行われる検査、試薬、卸関係団体を含めた臨床検査関係全体の議員連盟とすべく「自由民主党臨床検査に関する制度推進議員連盟」と改称して発足し、会長には検査所議連の衛藤征士郎衆議院議員が引き続き就任され、宮島喜文議員が事務局長に就任いたしました。

(問14) 法律改正の政府提案と議員提案について。

国会に出される法案には、内閣提出と議員発議があります。議員立法は、憲法41条の「国会は国の唯一の立法機関」が根拠。国会法56条は衆院への発議なら衆院議員20人以上、参院なら参院議員10人以上の賛成が必要と定めています。(予算関連法案の場合、衆院50人以上、参院20人以上)

内閣提出法律案（閣法）については、憲法72条で「内閣総理大臣は内閣を代表して議案を国会に提出」と規定。内閣法5条にも内閣の法案提出権が明記されています。

内閣提出法律案（閣法）の手順

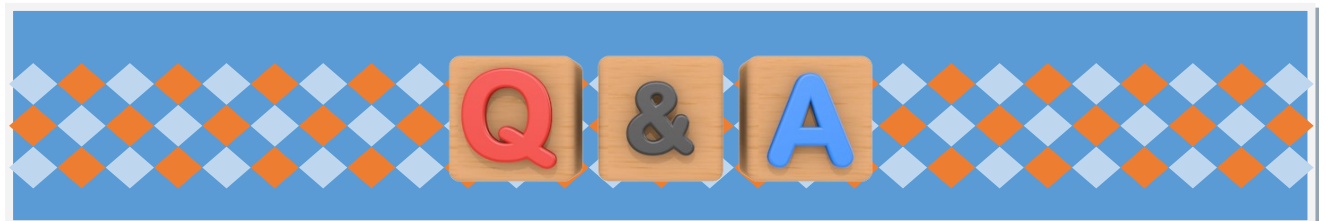
①法案作成 ②法制局審査 ③省議 ④事務次官等会議 ⑤閣議 ⑥法案提出

↓(政務調査会・部会)

(問15) 平成29年度予算・税制等(一般施策)に関する要望の概要

- ・ 病棟への臨床検査技師常駐化
- ・ 在宅療養における積極的な臨床検査活用のための体制整備
- ・ 認知症疾患医療センターへの認定認知症領域検査技師配置要件の追加
- ・ がん診療連携拠点病院等への認定病理検査技師配置要件の追加
- ・ 業務範囲の追加(生理学的検査項目)
- ・ 臨床検査値の質の担保(遺伝子(ゲノム)・染色検査については、精度管理基準を設け、国家資格者の業務とする)

※要求事項の詳細については、連盟ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。



平成29年1月発行

日本臨床検査技師連盟